

吉野町地域公共交通協議会設置要綱

(設置)

第1条 吉野町における地域公共交通の活性化及び再生を推進する観点から、需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実状に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、「道路運送法」（昭和26年法律第183号）の規定に基づく吉野町地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

なお、この交通協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に規定する協議会の性格を有するものとする。

(所掌事項)

第2条 交通協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉野町の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画に基づく事業の実施に関する事項
- (6) 交通協議会の運営方法その他交通協議会が必要と認める事項

(交通協議会の構成)

第3条 交通協議会は、次の各号に定める団体等をもって組織する。

- (1) 吉野町
- (2) 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局
- (3) 奈良県吉野土木事務所
- (4) 奈良県警察吉野警察署
- (5) 奈良県県土マネジメント部
- (6) 奈良県生活交通対策連絡協議会の委員で会長が認める者
- (7) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で会長が認める者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 社団法人奈良県バス協会及び奈良県タクシー協会

- (10) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (11) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員は20名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 交通協議会に会長を1名置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（交通協議会の運営）

第6条 交通協議会の会議は会長が招集する。

- 2 交通協議会の議長は、会長が指名する。
- 3 交通協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通協議会で協議が整った事項については、交通協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 5 会議は原則として公開とする。
- 6 緊急で会議を招集する時間がないとき、軽微なダイヤ変更、バス停設置等に関するについては、書面決議により合意を得ることができる。

（経費の負担）

第7条 交通協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

（監査）

第8条 交通協議会に監査委員を2名置く。

- 2 交通協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。

2 事務局は、吉野町総合政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(交通協議会が解散した場合の措置)

第12条 交通協議会が解散した場合は、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年年6月14日から施行する。

吉野町地域公共交通協議会委員

構 成	所 属 団 体 名	役 職
委 員	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
	奈良県吉野土木事務所	所 長
	奈良県吉野警察署	署 長
	奈良県県土マネジメント部・地域交通課	課 長
	吉野町区長連合会	会 長
	吉野町老人クラブ連合会	会 長
	一般社団法人 吉野ビジターズビューロー	会 長
	(社) 吉野町社会福祉協議会	副 会 長
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
	公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事
	奈良県タクシー協会	専務理事
	奈良交通株式会社	取 締 役
	吉野町タクシー協会上市部会	会 長
	近畿日本株式会社下市口駅	駅 長
	吉野大峯ケーブル自動車株式会社	代表取締役
	吉野町教育委員会	事務局長
	吉野町	副 町 長